

平成29年1月 定例会議

平成28年度

第10回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成29年1月12日

みどり市教育委員会

平成28年度 第10回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成29年1月12日(木) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 金子 祐次郎
2番委員 松崎 靖
3番委員 丹羽 千津子
4番委員 山同 善子
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 川俣 一広
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 大島 寿之
社会教育課長 金高 吉宏
文化財課長 横倉 智恵子
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 剣物 雅世
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第13号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について
- ・日程第5 : 議案第30号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成28年度一般会計補正予算(補正第5号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第4号))

- ・ 日程第6 : 議案第31号 議会の議決を経るべき議案の原案について (みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例)
- ・ 日程第7 : 議案第32号 みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- ・ 日程第8 : 議案第33号 平成28年度みどり市教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて
- ・ 日程第9 : 議案第34号 みどり市立学校県費負担教職員の人事について

・ 開会 : 午後2時40分

(委員長) ただいまから平成28年度第10回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。

・ 日程第1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番2番の松崎靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・ 日程第2 会期の決定

(委員長) 日程第2、会期の決定ですけれども、平成29年1月12日、本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

・ 日程第3 教育長報告

(委員長) 日程第3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) それでは、今回2ページにわたってまとめさせていただいていますが、かいつまんで説明をさせていただきます。12月10日のところに史跡西

鹿田中島遺跡保存整備委員会、それからずっときまして、26日のところにみどり市文化財保護審議会委員委嘱式及び第1回会議というのがあります。文化財関係で委員さん方への委嘱と第1回の会議ということで出席しました。その中で、さきほど松崎委員さんからもご指摘いただきましたが、この後、1月27日に大間々博物館のやはり審議会委員の委嘱ということで行くのですが、私も一回りして、各種の審議会委員さんなどに委嘱状を渡したり、活動内容をみさせていただいています。西鹿田中島遺跡整備保存委員会の委員さん、それから文化財保護審議会の委員さんにしても、その道のプロの方が集まっていられるので、非常に専門性の高い方の集まりだなと思うとともに年齢もものすごく高いですね。審議されている内容は、どちらかというと活用という視点での審議というのがやはり難しいところにあるなというのを感じています。と申しますのも、西鹿田中島遺跡を整備するにあたっては、植物学から見るとこういうふうにしていかなくてはならないとか、当時の考古学の視点から見るとこうだとか、竪穴住居を研究している視点からするとこうだとかという、そういう視点はどんどん出てきても、当然計画は整備されているし、文化財保護審議会の方々も同じような分野、考古学であったり、植物であったり、建築であったりとかという方がいらっしゃるのですけれども、やはり、これからみどり市の教育施設の利活用ということを考えていくときに、ここにある施設をどのように市民の皆様をはじめ、多くの人に知っていただくとか、どのように活用していただくのかという視点での審議というのがされているのですが、もう少し活用してみたいとか、若い人達だったらこういうふうに活用が出来るのではないかと見るには、委員の委嘱の関係が何号委員という形で決まっていますから、そういう中に若い学生を入れて、これをどう活用するかを検討しようとかいう部分にはまだ向いてない組織かなということを感じました。ですので、整備をしていくこともとっても大事なことですし、保存していくことも大事ですし、文化財等につ

いては、新たな文化財の発掘ということもあるわけですので、そういう専門家の人達がこれからも当然必要であるということでは変わらないわけですが、それらをもう少し利活用していくという部分においては、教育部全体で何か外部から委員を集めるなり何かをして、利活用に関する委員会というものも考えていく必要があるのかなというのを最近強く感じています。まさしく、松崎委員さんがおっしゃってくれたことも、そこに繋がるのだらうと思います。ですから、それぞれ3つの博物館、性格も違いますし、収めているものも違いますが、それらをどういう形で有効活用していくのかということと、それらを多くの市民の方に知っていただく、見ていただくためにはどうしたらいいのかということ、それから、当然教育委員会の施設ですから、子ども達の教育の場として使うにはどうしたらいいのか、そういう意味での全施設に共通する形での利活用に関する委員会というふうなのを少し検討して見ていく必要があるというのを感じたところであり、たまたま、松崎委員さんからそんな話が出たので、少し長く説明させていただきましたが、いずれにしても、2つの委員さん方については、専門性が非常に高い方々ですので、真剣に考えていただいているということでは、これらの委員さん方の知恵等借りながら、文化財の保護であったり、西鹿田中島遺跡の整備を進めていかななくてはならないというのを感じたところでもあります。少し長くなりました。それから、少し毛色が変わったところでは、私も初めてですし、尾崎教育長さんももしかするとなかったかもしれませんが、東武鉄道杯少年サッカー大会の懇親会がありまして行ってまいりました。東武鉄道が2009年から東武鉄道の沿線の子どもの健全育成ということでサッカー大会や野球大会をやっている、サッカー大会もことして第8回ということになるのですが、どこでやっているかという東武東上線沿線の大会ということで、本線の東京・埼玉大会、うちのほうは本線の栃木・群馬大会、さらに野田線沿線大会という、それぞれ東武鉄道が走っている地域ごとに地区大会をやって、そして、中

中央選手権大会をやるというものです。そういう意味では東武鉄道が通っている地域の子ども達、スポーツ少年団を中心としたサッカー少年を集めた非常に大きな大会であります。それを群馬県と栃木県が交互に会場として行うという形での、しかも交互に行う中で、東武線が走っている地区という形になりますと当然館林があり、太田があり、桐生があり、みどりがあり、伊勢崎がありということで5市ありますから、栃木と群馬で交互にやり、群馬県内でも5市という形の中で、その順番が桐生・みどり地区にことし回ってきたということですので、多分みどり市になって初めて回ってきた大会だったのかなということで行って来ました。なかなか、みどり地区からは1つ笠懸東小学校のサッカークラブの選手がこの大会に参加できる資格を勝ち取ったということで、この大会に出るにあたっての地区大会を勝ち抜かないと出られないということで、各地域の6位までに入らないと出られないということになっております。2月4日から5日に大間々の総合グラウンドを使い予選が行われて、3月4日に中央大会があるということに向けていくということで、各少年サッカーに関わっている方、指導されている方々が集まっての大会に向けての抽選会と懇親会ということで行われておりました。東武鉄道の上部の方も来ていただいて、非常に力を入れているところであるという、そんなお話もされているということでは、東武鉄道もこういう、地域貢献、健全育成という形でスポーツにも随分力を入れているなと感じました。さらに驚いたことに、第1回サッカー大会で中央大会に勝ち残ったところの子どもが東武鉄道に入社したと、そして今、この大会の企画に関わっていると、そんな話をされていまして、東武鉄道とすると、この大会で参加した子ども達が東武鉄道に入ってきてくれて、さらにこういうのを盛り上げてくれるということも、社内としても重要視して考えているという、そういう意味での企業としての地域貢献というのがあるのだと改めて知ったところでございます。そんな大会の懇親会に行ってきました。それから、今回のところについては至るところに人事

に関するヒアリング、校長先生とのヒアリング、東部教育事務所とのヒアリング、ブロック会議ということでは桐生・みどりとの人事会議、教育長会議等々がたくさん入っていますけれども、いよいよ人事のほう本格化してくるということで、一般教職員の人事、それから管理職人事というところについては、来年度の定数を定めて、そしてその定数の中においては、何人の教員が必要であるから、みどり市についてはこういう数の出入りが起こってくるだろう、桐生市についてはこうであろうという、そういう枠組みを今確定しているところであります。その枠組みが確定してくると、各地区では、例えば、管理職については、みどり市では何人校長が不足するとか、教頭が何人不足するだとかというところから、新たな校長、教頭をどうしていくのかというところが、この後、具体的に話が進んでいくということで、枠組みを含めたところでの人事の会議が盛んに行われているというところでの人事に関する会議であったり、ヒアリングであったりというところで捉えていただくと有り難いと考えております。それから、もう1つは、12月22日のところに桐生大学栂澤先生訪問というところがございますけれども、評価をしていただいた関係で報告書が出来たので、栂澤先生のところにお礼に行きまして参りました。栂澤先生も非常にみどり市教育委員会がしっかりとシート等も改善したり、それから教育委員会等で審議されている部分が何であり、今後、どうしていく必要があるかというところもまとめていただいているというところでは、真摯に受け止めてしっかりと改善しようとする意識が高いということでは、非常に責任の重さを感じるということをお話しておられました。それともう1つは、今回大分サイクルを早めて報告書が出来たということについては敬意を表したいということで、お褒めの言葉等いただきました。そんなことで、報告に行き来たというところがございます。後は、新年会であるとか、校長会であるだとかというところで、多くの皆様も参加していただいている新年の行事等についてもあるわけですが、見ていただければ分かることか

など思っております。ただ、その中の1つ、12月27日のところにあります、ちえのみ保育園保護者有志からの要望書に係る関係部署会議というところでありますけれども、要望が出されたということについては、前にも話をさせていただいたところですが、これについては教育部だけでは対応しきれないし、これからどうするのかというところを考えていく必要があるということで、第1回の会議がもたれたということです。継続審議をしていって、年度内にもう一度この会議を持つ必要があるということで、教育部、それから市長部局の関係する部局の課長部長が集まってこの問題を共有し、今後どうしていくかというところの方針を少し考えていく形での会議でありますので、まだ先日のこの会議には、こういう要望書が出た、そういうところから見られる課題はどういうところがあるだろうかというところについての話題が少し出ましたが、細かな部分はそれぞれの部局で課題等についても確認をしたり、もう少し深く調査をしたりして、また持ち寄って今後のことを検討していくということでもありますので、次回の会議等の中においては、もう少し報告出来る内容がでてくるかなと思っています。そんなところが、今回の教育長報告の中に含まれているところでございます。前後して申しわけありませんが、以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。ただいまの教育長の報告について、何かご質疑があればお願いいたします。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 報告第13号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について

(委員長) 日程第4、報告第13号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）についてを議題として上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 次のページをお願いいたします。臨時職員一覧ということで3名の方を今回新たに任用、雇用しているところでございます。皆さん、前任者がそれぞれ同じ部署で臨時でいたのですが、都合により退職された関係でその後任ということで雇用した職員さんであります。皆さん2種ということで、それぞれ1月10日、1月17日から任用させていただいております。よろしくをお願いいたします。

(委員長) ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いします。

[少し間あり]

(委員長) よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

(委員長) ご質疑がないようですので、日程第4、報告第13号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）については、以上で終了いたします。

・日程第5 議案第30号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成28年度一般会計補正予算（補正第5号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第4号））

(委員長) 日程第5、議案第30号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成28年度一般会計補正予算（補正第5号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第4号））を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、各担当課長より説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 資料の1ページをお願いいたします。教育総務課から説明をさせて

いただきます。教育総務課につきましては、歳入の補正はございません。歳出になりますが、まずNo. 1事務局総務事業、今回補正額が1,961万9,000円を増額で補正するものです。これにつきましては、補正理由欄にあります。学校施設環境改善交付金における学校給食施設に係る交付額の過大算定分の返還を行うための増額補正になります。具体的には、大間々学校給食センターを平成24、25年度で建設した際にいただいた交付金の算定上、過大評価があったという指摘を受けまして、返還する予定の金額になります。続きまして、2番、奨学金貸与事業720万円の減額です。こちらにつきましては、今年度の貸付が終了しましたので残額を落とすものでございます。実際には、大学で自宅ではなくアパート等で暮らす上限3万円の方を26名とってあったのが、実際には10名の貸付で終わったということ、それから、自宅通学の大学生は12名とってあったところが半分の6名、高校生については、2名とってあったのが1名ということで、合計17名の貸付が終わりましたので、残額を落とすということでございます。それ以外にも、既貸付者分とってあった部分の余りがありましたので、合せて720万円の減額になります。それから、小学校施設整備改修事業、1,108万1,000円の減額、こちらは補正理由にあるとお入り札差金によるものです。具体的には、ことし大東小のトイレ二期工事、それから笠小のプールの濾過装置を行った、この二つの工事について、入札の結果、余ったお金を今回減額するものでございます。

4番、中学校施設整備改修事業、こちらも入札差金になります。笠南中の駐輪場を整備しましたが、入札差金により余ったお金を減額するものです。

5番、社会教育施設維持管理事業164万1,000円の減額、こちらも文化ホールの高木剪定を予定して実施したのですが、入札で大きく金額が落ちまして164万1,000円を減額するものでございます。NO. 6番、笠懸地区給食運営事業、これは4,000円を増額させていただくものです。当初、計上する際に社会保険料額の変更等を見ないで、加算分を

見ないで計上して足らなくなったため4,000円を増額する内容です。次の2ページをお願いいたします。7番、大間々学校給食センター運営事業1,280万4,000円の減額です。これは電気料になります。当初、センターの場合には基本となる電気料と使用料の部分とがありまして、足りなくなることを心配する中で、ある程度マックスで見えてあったわけですが、実際にはそれ程使わなかったということで減額をさせていただくものです。次のNO.7ですが、補正額と補正理由の金額が違っているため、確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。それから、NO.8番、東学校給食センター運営事業90万7,000円の減額をお願いするものです。こちらについては、学校給食センターの調理の業務委託、これが27年度末で切れまして28年4月から入札の結果、同じ業者になりましたが、引き続きやっていただくにあたって設計金額より落ちた分90万7,000円を減額させていただくものでございます。教育総務課は以上になりますが、1点確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

(委員長) 続けて、次の学校教育課、お願いいたします。

(学校教育課長) よろしく申し上げます。3ページからになります。歳入の補正が1つ、歳出の補正が17ということで数が多くなっておりますが、説明させていただきます。まず歳入についてですけれども、幼稚園の保育料が収入見込みということで確定をいたしましたので、400万円の減額ということで補正をさせていただきます。続いて、歳出になりますけれども、1つ目の学校施設維持管理事業になりますけれども、用地の合併前の基準の契約から現在の市の借り受け基準に合わせたということで減額になります。5舎7室という形で減額が36万2,000円という形、それから、施設内の備品ということで体育館に入れる椅子だとか、生徒・児童の机・椅子等の施設内の備品等になりますけれども、その係る見積もり合わせの減額ということで合計の166万2,000円の減額ということになります。

続いて、学校情報整備管理運営事業になりますけれども、学校等に入れる教育用のコンピューターリースの入札差金ということで185万円の減額となります。続いて、特別支援学校就学援助事業になりますけれども、これは県立の特別支援学校に在住している方が入学している場合に就学の援助をする形になりますけれども、当初対象者を予定した数が45名ということだったのですが、実際には61名ということで申請がありましたので、38万4,000円の増額補正となります。続いて、スクールバス運行事業になりますけれども、こちらについては、大きくは委託の関係が3つあります。福岡中央小・大間々中学校の委託のバス、それからあずま小中という形、小学校が主ですけれども、それから大北小のバスということで、この減額の金額が736万4,000円ということで多額になっているところです。主な理由とすると、福岡中央小と大間々中学校の委託のバスについて、予算編成の時には一般貸付旅客運送事業ということで予定をしたのですが、実際には特定旅客運送事業ということで事業の種類が違う形です。分かりやすく言うと、特定旅客運送事業というのはそれ専用のバスを専用に決めて、そのバスを運行するという形で、一般旅客については事業所からその運行する所まで行って戻すという形の事業になりますけれども、それが特定旅客運送ということで、安価になったということが大きな理由です。また、ほかのところもそうですけれども、運行日数が予定より減少したということがそれにプラスアルファされたということで、総額で736万4,000円の減額という形になります。それから、語学指導者設置事業になりますけれども、ALTのJETプランで来ている方の社会保険料が増額したことによる共済費の増額補正2万5,000円になります。続いて、中学生海外派遣事業になりますけれども、こちらについては見積もり合わせのところ、安価に事業実施ができたということで132万4,000円の減額となります。続いて、笠懸小学校管理運営事業になりますけれども、実績により電気料金の減額が見込めるため、そのための減額が

180万円、そして、コピー機パフォーマンス料については、実際については使用が見込みよりふえるということで増額の補正ということで3万円の補正、それを合せて177万円の増額となります。続いて、笠懸北小学校管理運営事業になりますけれども、電話料の対応、保護者等の対応になりますけれども、その不足が見込まれるため増額の補正ということで5万5,000円の増額補正となります。続いて、要保護及び準要保護児童援助事業になりますけれども、こちらについては、当初予定した数18人よりも減りましたので、減額の補正ということで180万円の減額としています。続いて、笠懸中学校管理運営事業ですけれども、実績から電気料の減額が見込めるということ、それから笠懸小学校と同じになりますけれども、電話料の不足が見込まれるため、減額が200万円、そして、電話料のほうは増額になります。合せて195万5,000円の減額をすることになります。続いて、笠懸南中学校管理運営事業ですけれども、こちらについても電気料の減額が見込まれるためということで200万円の減額補正となります。続いて、5ページになりますが、大間々中学校管理運営事業ですけれども、こちらについては電話料の不足ということで8万円の増額補正となります。続いて、大間々東中学校管理運営事業ですが、こちら先程の理由と同じになりますけれども、電気料が減額、そして電話料の不足ということで2万円の増額、合わせて148万円の減額補正となります。続いて、青い鳥ぐんま学級運営事業になりますけれども、こちらについても同じく電話料の不足ということで1万円の増額補正となります。そして、要保護及び準要保護生徒援助事業についてですが、予定した数よりも17名減りましたので、合計すると270万円の減額補正となります。続いて、幼稚園用務員配置事業になりますけれども、社会保険料の増額ということで増額補正2万2,000円となります。最後になりますが、幼稚園就園奨励事業についてですけれども、支給対象者の減少ということで、こちらについては344万4,000円ということで減額補正に

なります。具体的には就園奨励が年間で30万8,000円の方が5名、それから年間で27万2,000円の方が7名減るという形になりますので合計で344万4,000円の減額補正となります。よろしくお願いいたします。

(学校計画課長) 続きます。学校計画課でございます。学校計画課からは旧福岡西小学校の利活用事業についての補正ということになります。旧福岡西小学校の利活用事業につきましては、昨年度末、多世代交流館の整備ということで基本構想をつくったわけですが、それに基づいて整備をしていくということになっております。29年度当初の予算で、29年度の整備計画として1階の西側の旧校長室とか、職員室のほうの改修ということで計画をしておりましたが、それが7,200万円程だったのですが、10月に入りまして、国の補正で地方創生拠点整備交付金というのが創設されまして、この多世代交流館の改修事業が合致するということになりました。この交付金のほうが一市町村あたり6,000万円から1億2,000万円の事業費をみていただけるという、私共にとっては非常に有利な交付金というものが創設されたわけです。それに併せまして、本来30年度に予定していた2階の公民館機能エリアの部分も併せて改修することで可能になるということになりましたので、今回、その交付金の採択は1月下旬に判明するのですが、準備として今取り組んでおりまして、採択されたとして、このような形で1億2,300万円の補正を組みたいと考えております。また、歳入につきましては、企画課と財政課で対応しております。まだ、備品等も確定していない部分もありますので、この歳入金額につきましては動く可能性もありますが、歳出については1億2,300万円ということで補正したいと考えております。以上でございます。

(社会教育課長) 続きます。社会教育課からご説明いたします。歳入はございません。歳出が3つございまして、1つが青少年センター総務事業、補正額が2万1,000円、2番目が図書館総務事業で補正額が1万2,000円、

3つ目として、市民体育館総務事業で8,000円の増額補正ということで、いずれも嘱託員の報酬が改定されまして、社会保険料が増額となったための補正予算ということでございます。よろしくお願いいたします。

(文化財課長) 続きます、文化財課です。8ページになります。歳入の1と3の国庫補助と県補助につきましては、埋蔵文化財発掘調査事業に係る補助金の額が決まったことによる補正となっております。また、歳入の2番、4番につきましては、史跡西鹿田中島遺跡保存整備事業に係る国庫補助金と県補助金の変更交付決定額が決まったことに伴い、歳入と歳出予算それぞれを補正するものです。歳入の2番、国庫補助金では、当初予算額が3,502万3,000円、今回の補正額は1,238万6,000円の減額を行い、2,263万7,000円となっております。4番、県補助につきましては、当初予算額が1,050万7,000円、今回の補正額が371万7,000円の減額を行い、679万円にするものです。4月1日に交付決定した国庫補助額が当初の要望額の40%を下回る額ということで交付されまして、また、国の経済対策ということが、本年度の下半期に追加の国庫補助が認められるということ、国や県から示されたこともあり、国庫補助額の補助金の動向を見ながらの対応となってしまっており、この度、3月での減額補正となっております。歳出につきましては、1番の史跡西鹿田中島遺跡保存整備事業の補正を行っております。これが歳入額の減に併せての減額となっております。減額の内訳といたしましては、今年度の保存整備委員会の会議及び現地指導が終了したことにより、報酬と費用弁償を減額、それから委託につきましては、ガイダンス施設の展示物制作委託が29年度に見送りとなり、映像デジタル化の委託につきましては、国の経済対策の追加補助により実施となりますが、内容を精査し減額としております。この他に2番に埋蔵文化財発掘調査事業では発掘調査員2名の欠員が生じまして、年度当初から6月、8月まで欠員の補充が出来なかったための減額補正となっております。文化財課からは以上です。

(富弘美術館事務長) 続きまして、9ページ、富弘美術館一般会計の歳出、富弘美術館事業特別会計繰出金ですけれども、これにつきましては特別会計の繰入金の減を受けての減額補正となっております。続きまして、10ページ、富弘美術館特別会計ですけれども、1番の美術館使用料ですけれども、入館者数の減少による減額補正、当初10万1,500人を予定していましたけれども、9万人という形で減少を見込み減額するものです。続きまして、2番の物品売払収入ですけれども、入館者の減少に伴う物品の売払収入の減少です。売店が370万円の減額、カフェが50万円の減額となっております。3番の利子及び配当金ですけれども、これは基金の利子の低下に伴う減額補正となっております。これにつきましては、11ページの歳出5番と同額で、歳出と歳入ともに同額を減額するものです。4番の一般会計繰入金ですけれども、一般会計の繰入金を減額し、歳入歳出を同額とするものです。5番の雑入ですけれども、消費税の確定申告に伴う還付金が還付されましたので、雑入で受け入れをしたことでの増額補正となっております。続きまして歳出ですけれども、一般職員人件費、これにつきましては、一般職員の総務課の管轄になっております、11万円の減額ということです。2番の富弘美術館運営事業ですけれども、嘱託員の時間外の減少に伴う3節の職員手当等の減額で19万円、さらに臨時職員の時間外勤務手当の減少によって、7節の賃金が10万円の減額、館長等出張旅費等の減額補正ということで、館長につきましてはほぼ相手方に出張旅費を持っていただいたというかたちで13万円減額となっております。さらに、11節につきましては、印刷製本費の入札差金による減額補正です。77万円の減額。さらに、12節役務費5万円につきましては、詩画の盗難保険に入っております、その金額が確定したことによる減額です。さらに13節の委託料、51万円の減ですけれども、忙しい11月まで、派遣職員によって賄っている部分があるのですが、その派遣職員の人数が確定したことによる減額補正となっております。次の14節の使用料及び賃

借料53万円の減ですけれども、当初予定していた販売在庫管理システムのリースを4月から年度当初から予定していたのですけれども、年の途中からということでその間までの減額補正となっております。続きまして、広報教育普及事業ですけれども、45万円の減なのですけれども、内訳が9節旅費、館長等出張旅費の減額が13万円、11節の需用費で32万円、これが印刷製本費の入札差金による減額補正となっております。続きまして、富弘美術館維持管理事業122万円の減ですが、まず電気料が100万円の減額補正、それから委託料の確定に伴う22万円の減額補正です。基金管理事業につきましては、先程説明したとおりです。企画・展示事業ですけれども、13万円の減ということで、備品購入を行ったのですけれども、実質的にこれだけ不用額がでましたので減額となっております。目の見えない方が触る点字の備品購入というかたちになっております。さらに、開館25周年記念事業67万円の減なのですけれども、これにつきましては、事業終了に伴う減額で報償費、需用費、委託料、それぞれ減額となります。売店販売事業675万円の減ですけれども、売り上げ減少に伴いまして、特に原材料費550万円の減額ということで、それに伴って、需用費、使用料等の減というかたちになっております。続きまして、カフェ販売事業83万円の減ということですが、これも同じように売り上げ減少に伴う減額補正ということで需用費、原材料費、備品購入費それぞれ減額いたしました。以上です。

(委員長) はい、ありがとうございます。

(教育総務課長) すみません。先程、2ページの上段のNO. 7大間々学校給食センター運営事業ですが、今回の補正額は記載のとおり1,280万4,000円の減額の補正をお願いいたします。補正理由が1つ漏れておりまして、大変申しわけございません。給食業務の委託料が、学校給食センター、大間々になりますが、2学期から新たな業者を入札後に決めております。当初予算では設計額で組んでおりましたが、入札の結果、落ちましたのでこ

の落ちた額が943万2,000円、合せて1,280万4,000円を減額させていただきたいという内容でございます。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

(委員長) はい、ありがとうございました。

(教育部長) 大変お世話になります。今回3月補正でここにあるのですが、要は決算見込みが出た中での減額が内容的にはほとんどでございます。その中で、1点はちょっと補正予算書の中には明記しておりませんが、1つは12月補正で大間々北小学校のトイレ3,880万円ちょっとを補正をさせていただきましたが、それを2月21日の3月定例議会初日にそれだけを明許繰越にさせてもらおうと、3,880万5,000円を12月で補正したその額をそっくり明許繰越で、28年度の事業ですけれども29年度で事業がやれるように繰り越すと。ただし、何で初日にやるかという業者だけは決めて欲しいと。文科省の意向がありますので、ちょっとこの中には出てこないのですが、それが明許繰越で1点ございます。それから、もう1つ、きょう今課長からそれぞれ説明があったものについては、3月2日から3日に可決をされます。ですから、先程のは2月21日に可決されますけれども、きょう表示され、資料として出ているものについては、3月2日に可決されると。その中で、複雑で申しわけないのですが、6ページを見ていただきたいのですが、歳入のほうは先程動きがあるということで入っていませんが、歳出の方で1億2,300万円がありますが、これは29年度と30年度の事業を28年度に前倒ししてやるために、1億2,300万円を補正するわけですが、これだけの額ですから、この時期に補正しても事業が出来ませんから、これについてもそっくり28年度に前倒ししますが、29年度で予算が使えるように明許繰越をします。ですから、これも資料では出ていませんが、今回、そんな形で特殊な内容がございます。特にこれにつきましては、先程、課長のほうから29年度だけではなく、30年度分も含めて1億2,300万円になると、そういうことで、それ

を28年度に前倒しするわけですから、当然29年度予算額、それから30年度予算額はこの時点で圧縮できていると。28年度で事業予算を盛るわけですから。ただ、予算を盛っても事業が出来ないので、29年度で出来るように明許繰越をするということだけ、ちょっとお含みおき願いたいと思います。以上でございます。

(委員長) はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、質疑等あればお願いいたします。

(山同委員) 学校の中でどれということではなくて、全体的に電気料が随分安く済んでいますけれども、この主な電気料というのは何の消費部分に当たるのですか。

(学校教育課長) エアコンが影響しているのですが、実質はこの28年度予算を編成するうえで業者、東京電力または関東電気保安協会に試算をしてもらったのですね。1回目の時はこの程じゃなかったのですよ。で、これで大丈夫ですかと再度編成上で確認をしたら、多少、もっと盛っておいたほうがいいでしょうということで、少し余裕をみて編成をしたところ、実際は陽気のせいもあったのと、あとデマンドコントローラーというところでの有効活用が出来たと認識しておりますけれど、実際は電気料がそれほどかからず済んだということが主だった理由になります。

(山同委員) はい、分かりました。それともう1点、学校の中で電話料がプラスになったという部分では、そういう保護者の方とのということが、頻繁になってきているというふうな感じなのでしょうか。

(学校教育課長) そうですね。それで、携帯電話というところも大きな理由にはなっているのですが、それを安くするために、その電話番号の前に何か押すのですよね。そうすると、幾分安くはなるのですが、それをしても足らなくなってしまったというところが、ちょっと、ここ何年かの間に同じように電話料が足りないというところが起きていて、多少、余裕をみて年度ごとに編成しているのですが、それでも間に合わなくなってしま

ったというのが実情です。

(山同委員) はい、分かりました。ありがとうございました。

(教育長) それについては、保護者が携帯電話でかけてくるのはかけ放題となれば保護者がかけてくる分にはそんなに負担はないのですが、学校から携帯にかける時には携帯にかける料金が発生します。こういう保護者とのやりとり、私も校長の時に何度も対応したことがあります、そういうケースの場合については、相手が携帯だろうが、自宅の電話だろうが電話料がかかるからと途中できるわけにはいかない、長いと一時間以上電話が続くのです。ですので、特に課題を持っていたり、あるいは学校と家庭との間で少しボタンの掛け違いがあったりしてというところの中で、電話でやり取りするということになりますと、非常に長時間になります。多くは携帯電話、保護者の携帯電話にかけなければならないということがでてくるので、今後ともこういうものというのはでてくるなという可能性はあります。こっちもかけ放題というのがあれば、ある一定料金以上はいかないのでしょうけれども、そこが難しいところですよ。学校も携帯を持てしまえば、かけ放題という形もあるでしょうけれども、ただ、それを一年間していくとなると、利用料も上がってしまうでしょうし、24時間校長がこの携帯を持って、保護者からの電話を受け取らなければならない、あるいは教頭が受け取らなければならないということになると、精神衛生上良くないので、やはり、学校の電話で学校にいる時間の範囲内の朝7時位から夜11時位までの間でのやり取りという形にしておかないと、ちょっと管理職の精神状態も心配ですね。

(丹羽委員) 学校を出る時には学校に置いていっちゃうと。

(山同委員) 結局、持ち出さないといけない状態になっちゃうのですかね。携帯になると、携帯だから。

(教育長) ですので、多くのケースの場合、時間は関係なく向こうからバーンとかかかってきますからね。

(山同委員) また今、自宅に電話を持っていない方もいらっしゃいますからね。

(丹羽委員) 携帯電話のみという方も多いですからね。

(教育長) その辺が昔と違うところでしょうか。

(山同委員) 連絡が取れないよりは、お金がかかってもとれた方がいいわけですからね。

(教育長) そうです。ですので、件数が多いというよりも特定の家庭への長時間の電話ということで捉えていただいた方が正しいかもしれないですね。

(松崎委員) 電話というのは、番号1本でとれるという形にはなっていないのですか。長時間かけると、ずっとお話中の状態になるんですか。

(学校教育課長) 大概そうですね。2本回線が入っているところもありますので、その部分では大丈夫ですけれども、大概話中になってしまうと。庁舎間のはIP電話なので、それはまた別ですから、庁舎等のやりとり、こちら事務局と学校とのやりとりは大丈夫ですけれども、外線についてはそんな形です。

(委員長) よろしいですかね。1ページのところで、2番の奨学金貸与事業のところで、今年度は対象者が減ったということで、720万円の減額になっているのですけれども、これは前年に比べて、人数的には減っているということになるのですよね。例えば、前年度というのは、どのくらい的人数が減って、あるいは、平均的にはどのくらい的人数で、そういうものと比べて、今年度大きく減ったということなのではないでしょうか。

(教育総務課長) 予算上はですね、ことしと去年ですか、同額を実は盛らしてもらっております。人数的には去年は少なかったです。9名だったと思います。ことしは17名ということで、去年と比較するとことしはふえている状態です。ただ、ここ合併後は減っている状況にはありますが、去年と比較すると、17名ということで、ことしはちょっとふえた年ではあります。ただ、予算上は同額盛ってあったものですから、去年よりは減額幅は小さいですけれども、盛ってあったものを落とすということで、実際には去年よりも

ふえています。

(委員長)　　そうですか。減っていくという問題なのかなと思いますが、多少は予算は多めにとっておいてもらって、その中で、その範囲の中で、なるべく支給できるような形をとっておいた方がいいのかと感じたものですから。

(教育総務課長)　はい、ありがとうございます。

(委員長)　　それから、3ページになるのですけれども、学校教育課のところ、歳入のところ、説明名称のところの幼稚園使用料という言葉と補正理由のほうになると幼稚園保育料という言葉もでてくるのですが、使用料と保育料というのは同じものなのでしょうか。

(学校教育課長)　科目でいうと、13節の使用料・手数料というところに入るので、説明名称とすると幼稚園使用料という形になったのですが、実際は保育料のことだという解釈です。

(委員長)　　そういう理解になるのですね。使用料という、なんかイメージとして、保育園を賃貸で借りているのかなというふうなイメージを持ったものから、分からなかったのですが、これは科目としてはこれでいいわけですね。

(学校教育課長)　そうですね、はい。

(委員長)　　はい。

(山同委員)　　もう1つすみません。2ページの先程追加で説明していただいた大間々学校給食センター運営事業の中で委託料が943万2,000円でしたっけ、減額になったという話だったのですけれども、もう一度説明していただけますか。業者が変わったのですか。

(教育総務課長)　長期継続契約の3年契約で調理業務を行った業者の契約が、この1学期末で切れたのですね。それに合わせて、2学期からの業者を決めるのに入札を行いました。入札を行うための予算を組んであったわけですが、当然予算上は設計した金額で組んでありますので、その設計金額を基に入札にかけます。そうすると、その金額の中で一番安く落札した業者

に決定したわけなのですけれども、その時の設定金額と業者がこの金額でやりますよという差額が943万2,000円でたということです。

(山同委員) そうすると、2学期と3学期の分についてということになるのですか。

(教育総務課長) そうですね。その分の減額になりますね。1学期分はもともとの業者に支払いする金額として1億7,700万円の中に組んでありますから。

(山同委員) 随分大きく変わるのですね。

(教育総務課長) そうですね、額が大きいですからね。

(山同委員) やはり、人件費とかっていう部分でしょうから、人数が減って合理化したとか、そういうわけではないですか。

(教育総務課長) ないです。基本的に仕様書のほうで何人は置いてくれという中で、入札していますので、人数的には減っていないです。

(山同委員) すると、運営事業の費用の中にはメニューを組んだりとか、そういう栄養士さんとかそういう部分もみんな一括入っているのですか。

(教育総務課長) そうですね。食事の材料費とか全てこの中に入っています。

(山同委員) そうすると、栄養士さんとか献立を考えるような方も全て委託になっているのですか。

(教育総務課長) 栄養士さんは県の職員、県費の方がいらっしゃいますので別になっています。

(山同委員) その指示の基で、こう運営してもらう形なのですか。

(教育総務課長) そうですね、はい。

(山同委員) はい、分かりました。

(委員長) 今のところで、943万2,000円でしたっけ、それは補正理由の中に書き込まれるのですか。これが議会にでていく段階では。

(教育総務課長) はい、同じ様式ではないので、その辺の書き方は検討しますが、いずれにしても、理由欄と合計が合わない形になっていますので、それは入れ込みます。

(委員長) 確認になるのですけれども、4ページのNO. 10のところで、補正理

由のところは△200万円と△4万5,000円というのがありますが、
△4万5,000円のほうの△はとれるということでしょうか。

(学校教育課長) とれるということで、すみません。

(委員長) それと同じところで、13番、次のページ、△2万円のところの△ですね。

(学校教育課長) そうですね、申しわけありません。

(委員長) その他、何かございますか。

(委員長) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りお諮りします。日程第5、議案第30号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成28年度一般会計補正予算(補正第5号)、富弘美術館事業特別会計予算(補正第4号))、本案を一部修正を加えて決定することよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案を一部修正したうえ決定することといたします。

・日程第6 議案第31号 議会の議決を経るべき議案の原案について

(委員長) 日程第6、議案第31号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例)を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 本議案につきましては、社会教育課より取り下げの申し出が出ておりますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

(委員長) 社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) 大変申しわけございません。今回、31号で議案を出させていただきましたが、取り下げをさせていただきたいと思います。この議案の内容につきましては、社会体育施設を利用する場合に、両毛広域都市圏の構成市町に在住されている方については、市内の使用料金というものを適用す

るという旨の特例を設けるという内容でございます。これは両毛広域圏における公共施設の相互利用の実施方針というのが、平成21年の時に両毛広域圏の総合整備推進協議会という中で改めて確認されまして、この相互利用については、6年前から行われていることなのですけれども、21年に改めて公共施設の相互利用を行うということで、両毛広域圏11市が集められてこの協議会で諮られたという内容で、随時その条例改正等を行っていくという形になっておりました。その中で社会体育施設につきましては、準備を進めておったのですが、今回整いまして、条例改正を行いたいということで条例を作成し、決裁をあげたところだったのですけれども、その他にもですね、全体的にこの公共施設の相互利用が出来るところが30ありまして、そのうちに市内と市外というふうな区別をされているところの条例が4つございました。その1つは既に改定されているのですが、その他2つの施設が改定されていないということで、議案をあげる際に、市として足並みを揃えてやっていくようにというようなことが、総務の法規担当のほうから提案をされまして、今回全体的に議会にかけるということになりますと、市として全体的な準備が整った段階でかけるということにするというふうな指示が示されましたので、今回大変申しわけないのですが、改めて他のところが整い次第、改正したいということで、今回取り下げをさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。よろしくお願いいいたします。

(委員長) 同議案については、以上のような内容で今回取り下げることになります。そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、日程第6 議案第31号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例)は今回取り下げということにしたいと思います。

・日程第7 議案第32号 みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 日程第7、議案第32号 みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) これについて、教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 次のページに、一部を改正する規則の資料、それからもう1枚めくっていただきまして、様式第1号がありまして、さらにもう1枚の裏面、そして附則と書かれたもの、その次に新旧対照表がございます。A4横、こちらの新旧対照表の資料をごらんいただきたいと思います。今回の規則改正の理由と申しますか、内容ですが、基本的には申請書の内容でちょっとこれはいらないだろうという部分の見直し、それと契約する時に提出していただく書類、これを今までは明記してなかったのですが、これも改めて規則に明記するという、この2つの改正の内容になります。まず、こちらの新旧対照表の中ほどにですね、第5条貸与契約の締結というところで、左が改正案、右が現行になっております。現行の右側を見ていただきますと、条例第3条第3項の教育委員会規則で定める書類、これは契約時にだす書類のことですが、これについては、奨学金貸与契約書(様式第6号)とするというこの規定しかなかったのですが、実際にはこの書類に併せていろいろなものを出していただきました。それを明記する形にしたのが、左の改正案になります。まず1つは、奨学金貸与契約書ですね。それと(2)奨学金の貸与を受けようとする者と条例第2条第5号に規定する市内に引き続き1年以上住所を有する者及び連帯保証人との関係を明らかにする書類ということで、条例第2条の方に、基本的には、貸与できる方は市内に1年以上、お父さん、お母さん、保護者が住んでいるという条件がございます。その確認をするために、今まで戸籍謄本を併せて提出していただい

ておりました。ただ、戸籍謄本ですと、お父さん、お母さんは確認出来るのですが、場合によるといらっしやらない方もいるという部分があつて、そういう関係から、その方との関係を明らかにする書類ということで、ここは今回まとめさせていただいて、通常であれば、ここは戸籍謄本を提出していただく形で手続きをしていきたいと考えております。それと、(3)で連帯保証人の印鑑登録証明書、それから(4)連帯保証人の市税等に未納がないことの証明書という内容で、この部分をまず必要な書類として明示をさせていただくという改正になります。次のページをお願いいたします。それともう1点の改正が、附則の部分に様式第1号(第3条関係)とあつて、一番右のところに「記載欄を削除し、及び変更するもの」とあります。1枚めくっていただきまして、申請書の様式の新旧対照表になります。ちょっと中身を変えさせていただきました。まず変わっている点ですが、右側の現在使っているものをごらんいただきたいと思うのですけれども、上から氏名、生年月日、現住所とありまして、その下に本籍とあります。この本籍欄については、申請時には必要ない情報になりますので削除させていただきます。それからその次の「過去にみどり市、笠懸町、大間々町等で奨学金を受けたこと」があるかどうかについては、敢えて書いてもらわなくても、これはうちで分かることですので削除をかけます。それからその2つ下の段にいまして、住居区分と今あります。自宅、寮、アパート、その他とありますが、要は別居か同居か分かればよいことですので、このような形に変更させていただきます。それから次の通学手段、これも敢えて記入していただく必要ありませんので、ここは削除いたします。あとは、特にここの表は変更ございません。もう1枚めくっていただきまして、家族の状況欄をここで書いていただいていたと思います。見ていただきますと、右側の現行使っているものには、勤務場所の他にその右に職名まで入れていただくことになっていました。ただ、そこまでは必要ないという判断から、なるべく書くことの労を少なくするために削除させていただく形

で改正をしたいと考えております。以上、簡単ですが、今回はなるべく借りの方が書きやすい申請書、そのために不要な部分をとるという改正と、もう1つは必要な書類をしっかりと明記するというで改正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただいまの説明に対し何かご質疑あれば、よろしくお願いいたします。

(山同委員) 去年から、マイナンバーみたいなものが施行になりましたけれども、この市の奨学金の貸与については、そういうものはまだ必要ないのですか。

(教育総務課長) それは必要ないということです。

(丹羽委員) 一番最後に説明がありました、家族の状況等で記入されていた職名をカットするというのと、またその下にある住宅の状況というものこちら削除ということですか。

(教育総務課長) 申しわけございません。住宅の状況欄は削除させていただきます。持家がどうだとか、地代がどうだとか、そこまで求める必要はないという判断から、今回削除させていただきます。大変申しわけございません。

(委員長) その他、何かありますか。あればお願いします。

(委員長) ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第32号 みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第33号 平成28年度みどり市教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて

(委員長) 日程第8、議案第33号 平成28年度みどり市教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについてを議題といたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) それでは、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) それでは、本日、別冊でお手元に、一番上にみどり市教育委員会表彰規程類ということで作ったものをお配りしています。本日配布した資料になります。左上に平成28年度第10回教育委員会議、みどり市教育委員会表彰規程類と書かれたものです。こちらを1枚めくっていただきまして、みどり市教育委員会表彰規程というのがございます。この規定の第2条、表彰の範囲の(1)については、4月に表彰しているところですが、今回これの(3)本市の教育・芸術・文化・体育等の振興において特に顕著な功績があった等表彰するのが適当であると認められたものに該当する方として、全部で表にまとめられてあります6名の方を推薦させていただいております。スポーツの関係で1番から4番の方の4名、それから文化という部分で5番、6番の方の2名ということで推薦がありましたので、中身については事務局から説明させていただいて、ご審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(教育総務課長補佐) それではご説明いたします。1番の山岸勇太さん、この方は群馬県立太田高等特別支援学校の2年生の方で、推薦理由としましては、全国規模の競技大会及びそれに準ずる大会等において3位までに入賞されたということでございます。成績等につきましては、第16回全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」において、一般卓球・少年男子の障害区分18というところでの優勝ということでございます。根拠といたしまして、表彰規程第2条第3号、表彰基準第2条第1号ということで、表彰状の対象者ということであげさせていただいております。続きまして、2番の君島和樹さん、この方は群馬県立二葉高等特別支援学校の2年生の方でございます。この方も全国規模の競技大会で3位までに入賞されているということで、第16回全国障害者スポーツ大会「希望郷いわて大会」において、ソフトボール投げ2位に入賞されております。この方も同じ根拠規

定によりまして、表彰状の対象となっております。続きまして、3番二宮佳音さん、この方につきましては、みどり市立笠懸北小学校の4年生です。全国規模の競技大会とそれに準ずる大会で3位までに入賞というところで、スプリングジュニアゴルフチャンピオンシップというところで優勝ということでございます。同じ表彰の根拠規定によりまして、表彰状の対象ということであげさせていただいております。続いて4番、石内柁翔さん、みどり市立笠懸南中学校の3年生で、やはり全国規模の競技大会及びそれに準ずる大会等において、3位までに入賞の方です。JOCのジュニアオリンピックカップ武術太極拳大会において、男子ジュニア太極拳1の部第2位ということの成績を修められております。同じ対象の根拠規定による表彰状の対象ということで、推薦されております。続いて、2枚目になります。文化財の保護及び普及の部門で、久保田勝利さん、この方は横町太々神楽ということで、笠懸の第2区の方でございます横町太々神楽保存会の方でございます。この方につきましては、市指定重要無形民俗文化財「横町太々神楽」の伝承と普及というところで、長年携わってということで推薦されております。理由といたしましては、その普及等々に長年尽力された功績ということで、神楽の保存会長として14年間、その以前に副会長ということで大分長い間携われておられるということで、以前ということですから、はっきりと何年からという記録という部分については、具体的な部分についてはという話がございますが、20年近く、18年以上としては間違いなく役員として従事し普及活動に尽力された方ということで推薦が文化財課よりあがっております。根拠規定としまして、表彰規程の第2条第3号で、表彰基準の第1条第3号というところがございます。対象としましては、感謝状の対象という形になります。続いて、6番目の橋内文雄さん、この方につきましては、岩宿博物館協議会委員、また旧笠懸町時代から文化財調査委員として、長年携わっておられたということで推薦があがってきております。長年、岩宿博物館協議会委員として、博物館運

営に尽力され、表彰理由の部分では、役職経歴としまして、旧笠懸町岩宿博物館協議会委員として22年間、平成6年からということで、それから参考としまして、旧笠懸町時代の時には、このような形での3期にわたりまして、文化財調査委員ということで、委員長という役職も務められたということで、今回対象者としてあがってきております。表彰規程の第2条第3号で、基準の第1条第3号ということで感謝状の対象者ということで推薦があがってきている方でございます。以上6名の方につきまして、本日も審議いただいております。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

(委員長) ありがとうございます。6名の方が受賞候補者ということであがってきています。これについて、ご意見等あれば申し上げます。

(教育総務課長補佐) なお、本日4番の石内様につきましては、どのような大会において賞を受けたのかということで、本日お配りさせていただきました規程類の次に、賞状をはじめその大会の要綱等がついていますので、参考にさせていただきたいと思っております。また、過去にどれだけの方が受賞しているかという部分もございまして、また、同等の表彰を受けた方については、受賞のほうにつきましては、ないよという規程もございまして、過去における事案を整理させていただいて、本日も用意させていただきました。よろしく申し上げます。

(教育総務課長補佐) 大変失礼いたしました。ちょっと事務局のほうで見落としまして申しわけありません。文化財からできました5、6番のお2人なのですけれども、みなさまにお配りした資料の2ページにみどり市教育委員会表彰規程第2条第3号によるもののうち芸術・文化・体育等に功績があった者又は団体の表彰基準というのがございまして、この該当者の久保田さん、橋内さんにつきましては、この基準でいった時に第1条第3号の文化財の保護及び普及等に顕著な功績があったと認められる者又は団体ということになりまして、同条第2項のところから第1号から第3号に該当する場

合は表彰状、第4号に該当する場合は感謝状ということになるところ、私共で見落としまして、感謝状の表記がありますが、表彰状の誤りでありませぬので、訂正させていただきます。申しわけございません。

(教育総務課長) 資料の間違えが多くて、大変申しわけございません。今回の関連の方々は2ページの表彰基準でいきますと、まず1番から4番の方が第2条第1号の「全国規模の競技大会及びそれに準ずる大会等において、3位までに入賞した者又は団体」ということで表彰対象になります。それから、5番、6番の方につきましては、ここの第1条(3)の「文化財の保護及び普及等に顕著な功績があったと認められる者又は団体」ということで推薦を受けておりますので、資料の5番、6番のところの賞のところに感謝状とありますが、表彰状に直したうえでご協議いただければと思います。大変申しわけございません。

(委員長) それでは、この部分については5番、6番の方の賞のところが、感謝状を表彰状に訂正ということでもいいのですね。

(教育総務課長) はい、申しわけございません。

(教育総務課長) 5番、6番の方の表彰基準となる第1条第3号については、年数要件は特に規程されていません。第4号が20年以上ということで規程されている中では、第3号についてもやはりそれ以上は必要なのかなという中では、5番の方については18年以上役員として従事という中で推薦をされているところをどう判断するかというところがあると思います。

(委員長) 20年経っていないというところですね。

(教育総務課長) はい。

(文化財課長) 委員として、会長、副会長併せて、今こちらで把握しているのが18年であって、副会長は口頭ではもっと前からやっているということなので、会長、副会長の年数でだしています。なので、実際にはもう20年以上はやっているということになっています。5番と6番の方については、文化財保護というかたちでの表彰でと思っております、すみません、私のほ

うでも2項について見落としておりましたので、今回表彰状という形になります。すみません。

(委員長) 特にこれは、役職員でなくても活動したということであれば推薦の対象になってくるということですよ。そう考えると、ここにでてるのは18年とありますけれども、今のお話を聞くと活動はもっと長いということと、この役職に就く以前から、おそらくやっていたということも併せれば問題はないですかね。

(丹羽委員) これに携わって、いきなり会長、副会長じゃないでしょうかね。

(委員長) そういうことではないでしょうか。このような組織だとすれば。考え合わせると、問題はないということになりますかね。

(委員長) それでは、質疑もないようですので、質疑を打ち切りお諮りしたいと思います。日程第8、議案第33号 平成28年度みどり市教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて、本案の原案を一部修正した上で決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 本案は原案の一部を修正した上、決定することといたします。

・日程第9 議案第34号 みどり市立学校県費負担教職員の人事について

(委員長) 日程第9、議案第34号 みどり市立学校県費負担教職員の人事についてを上程いたします。これについては、秘密会議といたしますので、担当課以外は退席をお願いします。なお、これについては、時間を多く必要とするということを聞いておりますので、担当課以外の方はこれで閉会ということにさせていただきたいと思います。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(担当以外 退室)

(委員長) 疑問点もいろいろお聞きしたということで、質疑も大分でしたので、このへんで議決をとりたいとお諮りをします。日程第9 議案第34号みどり市立学校県費負担教職員の人事について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。賛成委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。ご苦労様でした。

- ・閉会：午後5時22分
- ・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議事日程

- ・日程第3 : 教育長報告(報告)
- ・日程第4 : 報告第13号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について(承認)
- ・日程第5 : 議案第30号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成28年度一般会計補正予算(補正第5号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第4号)) (可決)
- ・日程第6 : 議案第31号 議会の議決を経るべき議案の原案について(みどり市社会体育施設条例の一部を改正する条例) (取り下げ)
- ・日程第7 : 議案第32号 みどり市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (可決)
- ・日程第8 : 議案第33号 平成28年度みどり市教育委員会表彰の受賞者に関し議決を求めることについて (修正可決)
- ・日程第9 : 議案第34号 みどり市立学校県費負担教職員の人事について (可決)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成29年1月12日

みどり市教育委員会委員長

金子 祐次郎

会議録署名人 2番委員

松崎 靖